

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年 9月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第34号

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「育児休業承認請求書を提出する」を「法第2条第2項の規定による承認の請求をする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「法第2条第2項」を「前項」に改め、「育児休業の承認の」、「をしようとする職員」及び「、育児休業承認請求書（第1号様式）に」を削り、「同条第1項ただし書」を「法第2条第1項ただし書」に、「、市長に提出しなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第2条第2項の規定による育児休業の承認の請求は、庶務事務システム（電子計算機を利用して職員の勤務実績の報告、旅費の請求その他人事及び給与に関する事務を総合的に管理するための情報処理の仕組みで、行財政局総務部総務事務センター長が管理するものをいう。以下同じ。）を使用して（京都市立病院又は京都市立京北病院に勤務する職員（以下「市立病院職員等」という。）にあっては、育児休業承認請求書（第1号様式）により）、行わなければならない。

第3条第1項前段中「をしようとする職員」を「は、庶務事務システムを使用して（市立病院職員等にあつて）」に、「を市長に提出しなければ」を「により）、行わなければ」に改め、同条第2項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「旨を」の右に「庶務事務システムを使用して（市立病院職員等にあつては、）」を加え、「より」を「より）、」に改め、同条第2

項中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改める。

第8条第2項中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「法第19条第1項」を「前項」に改め、「部分休業の承認の」、
「をしようとする職員」及び「、部分休業承認請求書（第4号様式）に」を削り、「、市長に提出しなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第19条第1項の規定による部分休業の承認の請求は、庶務事務システムを使用して（市立病院職員等にあつては、部分休業承認請求書（第4号様式）により）、行わなければならない。

第2号様式注以外の部分中「第2項」を「第3項」に、「第3項」を「第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)